

山形海区漁業調整委員会委員候補者の選定基準について

山形海区漁業調整委員会委員候補者選定委員会設置要領（令和2年11月24日付け水振第379号）に規定する山形海区漁業調整委員会委員の候補者（以下「候補者」という。）の選定に関する基準は、次のとおりとする。

1 選定基準の考え方について

候補者の選定に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であること
- (2) 1日に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者（以下「漁業者又は漁業従事者」という。）が委員の過半数を占めること
- (3) 漁業者又は漁業従事者が営み、又は従事する漁業の種類、操業区域、住所又は事業場を有する地区について、著しい偏りがないよう配慮すること
- (4) 漁業者又は漁業従事者以外の者で、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しない者を含むこと
- (5) 海区漁業調整委員会内における漁業者の年齢別・性別構成を踏まえたうえで、女性や若者について積極的に登用すること

2 委員構成の考え方について

推薦又は募集に当たり、委員の構成数について、次のとおりとする。

- (1) 漁業者・漁業従事者委員 6人
- (2) 学識経験委員 3人
- (3) 中立委員 1人

3 その他選定の考え方について

1及び2のほか、次の事項に留意のうえ、別表を参考に選定するものとする。

- (1) 漁業者・漁業従事者委員について
漁業者又は漁業従事者であることを、経歴その他必要に応じ求める資料により確認するものとする。
- (2) 学識経験委員について
資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有することを、経歴その他必要に応じ求める資料により確認するものとする。
- (3) 中立委員について
山形海区内における漁業に関する事項について利害関係を有しないことを、経歴その他必要に応じ求める資料により確認するものとする。

4 運用について

この選定基準は、令和2年11月24日から運用する。

(別表)

山形海区漁業調整委員会委員候補者審査項目

【漁業者・漁業従事者委員 候補】

審査項目	審査基準	備考
1 資格	1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者	漁業従事日数等を確認
2 住所又は事業場	山形海区に沿う市町の区域内に住所又は事業場を有する者	—
3 操業区域	著しい偏りがないよう配慮	—
4 漁業種類	著しい偏りがないよう配慮	—
5 漁業経営の状況	経験年数等を考慮	—
6 経歴	漁業に関する識見等を考慮 役職経験等を考慮	経歴等で確認
7 年齢	若い人の積極的登用	—
8 性別	女性の積極的登用	—
9 推薦・応募の理由	委員としての意欲や適性を審査	—

【学識経験委員 候補】

審査項目	審査基準	備考
1 資格	資源管理及び漁業経営、その他専門分野に関する学識経験を有する者	経歴等で確認
2 経歴	漁業に関する識見等を考慮	経歴等で確認
3 年齢	若い人の積極的登用	—
4 性別	女性の積極的登用	—
5 推薦・応募の理由	委員としての意欲や適性を審査	—

【中立委員 候補】

審査項目	審査基準	備考
1 資格	海区漁業調整委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しない者	経歴等で確認
2 経歴	漁業に関する識見等を考慮	経歴等で確認
3 年齢	若い人の積極的登用	—
4 性別	女性の積極的登用	—
5 推薦・応募の理由	委員としての意欲や適性を審査	—